平成２２年（フ）第３９３号
徳島市八万町下福万119番地４、住民票上の住所徳島市佐古六番町１番14号
債務者　細井　明実
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５０３号
徳島県小松島市金磯町12番69号
債務者　美馬　英子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２０号
徳島県鳴門市撫養町大桑島字濘岩浜４番地13アゼリアパークG103号
債務者　松尾　照子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６１４号
高知市朝倉本町２丁目11番22号
債務者　窪田　光章
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６４号
高知県安芸市港町２丁目10番43号
債務者　小谷　美恵
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第１２５号
佐賀県唐津市呼子町呼子1712番地３　先方町市営住宅
債務者　白岩　真未
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第３２９号
福島県郡山市大槻町字北寺28番地の23　アーバンライフ101号
債務者　木津　　洋
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２９０号
福島県いわき市泉町１丁目５番地の４　コーポ桜１－１、前住所福島県いわき市四倉町字東２丁目116番地の２
債務者　大谷真知子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１５０９号
千葉市中央区白旗１丁目４番５棟307号
債務者　岡村　英雄
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５４３号
千葉県習志野市大久保２丁目10番３－208号
債務者　大塚満里子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５４４号
千葉県八千代市ゆりのき台２丁目13番地６サンパール八千代205号
債務者　落合　佳絵
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５５９号
千葉県船橋市本町３丁目31番１号　ドリームプレス101号
債務者　友田　和巳
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５７０号
千葉市緑区あすみが丘１－４－３　メンバーズタウンＡ－１石井方、住民票上の住所千葉県長生郡長柄町高山730番地２
債務者　大塚美智子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５８１号
千葉市中央区大巌寺町250－３、住民票上の住所千葉市緑区おゆみ野中央６丁目31番地５
債務者　大友　正浩
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５９３号
千葉市中央区道場南１丁目10番31号　加茂方
債務者　三須　　正
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５９９号
千葉県市原市旭五所３番地10
債務者　岩本順芽こと　李　　順芽
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６０２号
千葉市稲毛区轟町２丁目８番１棟503号
債務者　正田　裕之
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係